

<お知らせ情報（C情報）に至らないごく軽度な機器故障>（月報）
 （機器の故障に起因する不適合事項（軽微なもの））

平成 20 年 5 月分

No.	発生日	設 備	概 要	処置状況 (2月28日現在)	発生場所
1	H20.5.8	復水系設備 (復水器から送られた復水を昇圧して原子炉給水側へ移送する設備)	<p>定期検査期間中,分解点検を行った復水系設備の弁の復旧後に当該弁の開閉操作(作動試験)を実施したところ,動作不良を確認した。点検を行ったところ,弁の構成部品の一部に傷を確認したことから,当該部品の補修および取替を行った。</p> <p>原因調査の結果,弁の構成部品の寸法が小さかったため,動作不良が発生したものと判断した。当該部品の製作工程等を調査したところ,製作機械への寸法入力および加工後の寸法確認において不備があったものと判断したため,部品製作時の指示書に寸法確認を確実に実施する旨,明記した。</p>	処置済み	タービン 建 屋
2	H20.5.14	気体廃棄物処理系設備 (気体状放射性物質の放射能を減衰させる設備)	<p>定期検査期間中,分解点検を行った気体廃棄物処理系設備の弁を復旧し,当該弁の開閉操作(作動試験)を実施したところ,動作不良を確認した。点検を行ったところ,弁の構成部品の一部の隙間に錆が入り込んだことによる傷を確認したため,隙間の清掃を実施し,再度,作動試験にて動作に問題のないことを確認した。</p> <p>原因調査の結果,これまで運転してきた間に系統より流入した錆が徐々に隙間へ入り込み,弁の動きを阻害したものと判断した。</p>	処置済み	タービン 建 屋

3	H20.5.14	タービングランド蒸気系設備 (タービンの軸封部に蒸気を供給するための設備)	定期検査期間中,タービングランド蒸気系設備の弁の開閉操作(作動試験)を実施したところ,動作不良を確認した。当該弁の分解点検を実施したところ,異物の噛み込みを確認したため,異物の除去を行った。 原因調査の結果,当該弁には補助ボイラーからの蒸気が流入しており,その蒸気に含まれている薬注成分 ¹ が析出したものと判断した。このため,定期的に異物の除去を行うこととし,当該弁の点検周期を変更した。	処置済み	タービン 建屋
4	H20.5.20	循環水系設備 (復水器に流入する蒸気を凝縮するための冷却水(海水)を供給する設備)	定期検査期間中,循環水系設備の弁の開閉操作(作動試験)を実施したところ,全閉の位置表示について,弁本体の表示に対して,駆動部の表示位置にずれがあることが確認されたため,駆動部を取外し,調整を行い復旧した。 原因調査の結果,第1回定期検査時において分解点検を実施した際,弁本体と駆動部との組込みにおいて,ズレが生じたものと判断した。このため,工事仕様書に弁体を組み込む際,弁本体と駆動部とのズレが無いことを確認する旨,明記した。	処置済み	屋外
5	H20.5.23	放射性廃棄物処理設備 洗濯廃液系ろ過機 (管理区域内用被服等の洗濯により発生した廃液から不純物や活性炭を除去する設備)	定期検査期間中,除去した活性炭を移送するためのドラム缶に,洗濯廃液系ろ過機から水が流入し,せき内に約0.1リットルの水が溢れた。溢れた水を分析した結果,放射能は検出されなかった。 原因調査の結果,当該ろ過機出口弁で泥状の活性炭が弁内に噛み込みが生じ,弁が閉まりきらず,流体がドラム缶に流れ込み,漏えいに至ったものと判断した。 よって,当該弁の活性炭の堆積を防止するため,ろ過機の前段に設置されているタンクの攪拌を十分に運用とした。	処置済み	サービス 建屋

6	H20.5.26	<p>タンクベント処理設備 （液体を処理するタンク等の内部の空気を移送する設備）</p>	<p>定期検査期間中、復水脱塩塔²の空気抜き配管とダクト(換気などのために空気を通す管)の接続部よりわずかな水の滴下を確認した。 なお、現在、滴下は止まっている。 原因調査の結果、復水脱塩塔の水張り作業時の残留水が空気抜き配管内にわずかに残っていたため、復水脱塩塔の準備作業に伴う排気により、残留水がダクトに流入し、滴下に至ったものと判断した。このため、復水脱塩塔の水張りの手順に、空気抜き配管の水抜き手順を追加した。</p>	処置済み	タービン 建屋
7	H20.5.29	<p>主蒸気系ドレンストレーナ （主蒸気系配管より凝縮水を復水器に戻す配管に設置している、異物を取除くための機器）</p>	<p>定期検査期間中、主蒸気系ドレンストレーナ（こし網）を点検したところ、網の一部が欠損していることを確認した。 原因調査の結果、建設時に溶接棒の破片等小さな異物が当該こし網に強く接触したことにより、こし網の一部が破損して、その後損傷箇所が疲労破壊により拡大したものと判断した。 当該ストレーナは建設時の異物を捕捉するためのものであり、これまでの分解点検では発電所の運転に影響を与える大きさの異物を確認していないことから、今後の運転においては当該ストレーナを撤去しても問題ないと判断し、撤去した。 なお、こし網の損傷部分が下流側に流出した場合でも、復水ろ過器等にて捕捉されるため、原子炉への影響はない。</p>	処置済み	原子炉 建屋

8	H20.5.29	高圧タービン (主タービンのうち、 高圧のタービン)	定期検査期間中、高圧タービンの部品の目視検査を実施したところ、一部にわずかな打痕を確認したため、当該箇所を補修した。 原因調査の結果、当該部品の吊上作業時に使用した工具の養生が一部剥がれたまま、吊上作業を行ったため、当該部品と工具が直接接触したものと判断した。このため、工事要領書に工具の先端部の養生を確実にを行うこと、および工具の養生に剥がれがないことを確認する手順を追加した。	処置済み	タービン 建屋
---	----------	----------------------------------	---	------	------------

- 1 補助ボイラーで蒸気を作る際に使用する水には、水質管理のため、薬品が添加されている。
- 2 復水器から原子炉側へ移送する復水中の不純物を除去し、浄化する設備。

・「不適合」とは、要求事項を満たしていない状態をいいます。

処置状況欄記載の「対応中」、「補修済み・取替済み・復旧済み」、「処置済み」については、以下の状況をいいます。

- ・対応中 : 要求事項を満足する状態に復旧中です。
- ・補修済み・取替済み・復旧済み: 要求事項を満足する状態に復旧済みです。
 今後、原因調査、対策等を講じます。
- ・処置済み: 要求事項を満足する状態に復旧し、原因調査、対策等を実施済みです。
 なお、今後、水平展開について検討・対応します。